

発達障害者への性暴力の実態に関する調査

著者	岩田 千亜紀, 中野 宏美
著者別名	Chiaki IWATA, Hiromi NAKANO
雑誌名	東洋大学社会学部紀要
巻	56
号	2
ページ	23-37
発行年	2019-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00010421/

発達障害者への性暴力の実態に関する調査

A Study of Sexual Victimization among People with Developmental Disabilities

岩田千亜紀

Chiaki IWATA

中野 宏美*

Hiromi NAKANO

I. 問題の背景と目的

世界保健機構（WHO）によれば、性暴力（sexual violence）とは、「本人のセクシュアリティに対する、強制や威嚇によるあらゆる性的行為や、性的行動への衝動」で、最も深刻な人権侵害を及ぼすものである（山本2016）。国連が世界102か国で行った調査（United Nations 2015）では、女性の3分の1以上（約2億5千万人）が、それまでの人生のうちのどこかで肉体的、または性的な暴力の被害を受けたことがあるとしている。しかし、同調査では、自身の体験について誰かに打明けようとする被害女性の割合は40%未満であり、そのうち警察に届け出る割合は10%未満であるとしている（United Nations 2015）。このことから、統計にあらわれた数値は過少報告された数値であり、膨大な数の人々が性暴力の被害に遭い、公衆衛生上の重大な問題に直面している。

なかでも、性暴力は障害者において顕著に高いことが世界中で明らかとなっている（岩田2018）。たとえばSmith（2007）のアメリカでの調査では、障害女性では性暴力を含むあらゆる暴力に関して健常者の約2倍高くなっていた。Brownridge（2007）のカナダでの調査によれば、女性障害者は健常女性と比べて、身体的暴力で2倍、性暴力で3倍高くなっていた。Krnjackiほか（2016）のオーストラリアでの調査では、障害者への暴力の発生率は健常者よりも高く、男性よりも女性で高かった。また、女性障害者では性暴力やパートナーによる暴力が多くなっていた。さらに、Basileほか（2016）のアメリカでの調査では、障害のある男女は、健常者と比べて性暴力の割合が共に高くなっていた。

また、障害種別では発達障害と性暴力に関する調査がいくつか行われており、いずれにおいても健常者に比べて発達障害児者では性暴力被害が高いことが明らかとなっている（岩田2018）。たとえばBrown-Lavoieほか（2014）のカナダでの自閉症スペクトラム障害（Autistic Spectrum Disorder: ASD）と性暴力に関する調査では、ASDの成人男女では、健常女性や男性に比べて2～3倍、性暴力が多く発生していた。また、少なくとも1回以上の性暴力被害に遭った割合については、ASDの女性では78%、健常女性では47.4%であった。さらに、Plattほか（2017）のアメリカでの発達障害

*中野宏美 特定非営利活動法人しあわせなみだ

と暴力に関する調査では、発達障害の男性の63.7%、女性の68.2%が性暴力を受けたことがあり、性暴力被害の割合は男性障害者よりも女性障害者の方が高かった。

一方、日本では性暴力と障害者に関する研究は非常に僅かである(岩田2018)。そのうち、DPI女性障害者ネットワーク(2012)による女性障害者を対象とした調査では、回答者の87名のうち45名(35%)が性暴力を経験しており、職場、学校、福祉施設や医療現場、家庭内など多様な場所で被害が起こっていた。また、増田(2014)による調査では、障害者のうち、精神障害者や発達障害者に対する虐待の発生率が高くなっていった。さらに、ASDの女性は社会的な相互関係の経験や理解が乏しいため、そうでない場合よりも性暴力を含む虐待に遭いやすいと考えられている(Nichols = 2010)。

このように、障害者への性暴力の問題は、世界的にみても看過できない問題である。しかし、前述の通り、日本では障害者への性暴力の問題に焦点を当てた研究や調査は、非常に僅かである。そこで、障害者のうち特に性暴力の発生率が高いと考えられる発達障害者を対象に、性暴力被害の実態やその要因を明らかにし、障害者への性暴力被害に対する支援課題について検討することを目的に、本調査を実施した。

II. 研究方法

1. 対象者の選定方法

対象者は、18歳以上の発達障害と診断された男女、または発達障害が疑われる男女である。ここでいう発達障害とは、発達障害者支援法第2条の定義(「発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(PDD)、学習障害、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常年齢において発現するものとして政令で定めるものとする」)に準じている。なお、広汎性発達障害は自閉症スペクトラム障害(ASD)とほぼ同義とされている(発達障害の支援を考える議員連盟2017)。なお、自閉症については長年、男性症例を基準に診断されてきたために、女性の診断は見過ごされ易く(神尾2005)、精神障害と診断されるなど誤診も多い(Nichols = 2010)。このように、発達障害に関しては、確定診断が難しい場合もある。そのため、本調査では発達障害と診断済みの人だけでなく、発達障害傾向にあると言われたものの診断名はついていない「グレーゾーン」の人も対象に調査を行った。さらに、障害をもつ男女は、そうでない男女に比べて性暴力を受けた人の割合が高く、性暴力被害は女性障害者だけでなく男性障害者においても深刻な影響を与える可能性がある(Basileほか. 2016; Mitraほか. 2016)。そのため、本調査では、女性の発達障害者、またはその疑いのある人だけでなく、女性以外の発達障害者、またはその疑いのある人も調査対象に含めることとした。

2. データの収集方法・調査内容

本調査では、発達障害と診断された人またはその疑いのある人たちを対象として、質問紙調査、グループインタビュー調査、個別インタビュー調査を実施した。

研究の目的に照らして質問紙調査は、性暴力被害にあった当事者を対象としてインテンシブに実施する必要がある。しかし、性暴力の被害は多くの場合、潜在化しており、その被害者を調査対象者として捕捉することは困難である。そこで、質問紙調査では、発達障害当事者の居場所である東京都新宿区にある Necco カフェ内に調査票を設置し、希望者によって調査票に無記名式で回答してもらった。回答者数は32名であった。データ収集期間は、2018年3月1日から31日（うち開所日は26日間）であった。調査票には、調査内容は調査目的以外で使用することはないこと、調査結果は匿名化し、統計処理された数値データおよび質的概要を報告書に掲載することなどを記した。主な質問内容は、性暴力の被害の経験、性暴力被害の回数、被害を誰に話したか、回答者の属性等である。

次に、グループインタビュー調査を実施した。実施日時は2018年3月30日の2時間で、実施場所は Necco カフェであった。案内については、Necco のホームページを活用し、「障害と性暴力との関係を考える」についてのイベントの一環として実施した。当日は2部形式で行い、1部では性暴力についての講義、2部ではグループインタビューを行った。参加者は合計13名（男性8名、女性5名）であった。グループインタビューでは、「自分が性暴力にあった、もしくは誰かが性暴力にあった経験」、「なぜ発達障害をもつ人たちが性暴力被害にあうのか」などについて、参加者に自由に意見を述べてもらった。また、対象者に同意を得たうえで録音を行った。

最後に、個別インタビュー調査を実施した。質問紙調査の用紙に「インタビューへの協力をお願い」を記載し協力者を募集したが、応募者は2名のみであった。そのため、さらに1名を機縁法で追加し、最終的には3名（男性1名、女性2名）にインタビューを実施した。個別インタビューでは、趣意書にて調査の主旨を説明し、同意を得た後に半構造化インタビューを実施した。また、グループインタビューと同様に、対象者に同意を得たうえで録音を行った。なお、発達障害者については、コミュニケーションに強い苦手感を有する場合が少なくない。そのため、対象者の希望に応じ、それぞれ対面式、スカイプ、LINE 通話によってインタビューを実施した。データ収集期間は、2018年4月であった。主な質問内容は、性暴力の経験や、なぜ発達障害者が性暴力に遭うのか等である。なお、性暴力被害の調査は侵襲性が高いことから、本調査では精神保健福祉士に依頼し、調査後にフォローできる体制を整えた。さらに、これらに加えて、Necco 創設者の金子磨矢子氏へも個別にインタビューを行い、発達障害児者への性暴力の現状等について話を聞いた。

3. 分析方法

質問紙調査については、質問紙を回収後、選択肢による回答結果をデータ入力し、単純集計を行った。グループインタビューおよび個別インタビューについては、インタビュー終了後、録音記録を基に逐語録を作成した上で、インタビューから得られた結果をカテゴリー化し、結果の分析を行った。

4. 用語の定義

日本では、「性暴力」について明確な定義はされていない（東京都社会福祉協議会2011）。たとえば、2017年7月に施行された改正刑法では、「性的虐待・性暴力」を「強制わいせつ罪」と「強制性交等罪」のみに規定している。一方、WHOによれば、性暴力とは本人の望まないすべての性的な意味合いをもった行為で、言葉による嫌がらせなども含まれる（山本2016）。そこで、本調査では、WHOによる性暴力についての定義を踏まえ、性暴力を、「望まない人（「望まない人」には、他人だけでなく、友人、家族、親せき、夫、パートナーなど、顔見知りの人も含める）に性的な部分を触られる（痴漢等）、キスされる、セックスされる、裸や性器を撮影される、等の、本人が望まなかった性的な出来事」との意味として定義した。

Ⅲ. 結果

1. 質問紙調査の結果

1) 回答者の属性

質問紙調査の回答者の属性は表1の通りである。回答者32名のうち、男性10名（31.3%）、女性21名（65.6%）、その他1名（3.1%）であった。年齢は、40代が12名（37.5%）と最も多く、20代から40代が84.4%を占めた。障害に関する診断の有無については、診断あり26名（81.3%）、診断なし4名（12.5%）、無回答2名（6.3%）であった。診断ありと回答した26名の診断された年齢から、回答者の87%は発達障害であることが分からないまま学齢期を終えていたと考えられる。診断名（複数回答）については、ADHDが15名（46.9%）と最も多く、次いで発達障害8名（25.0%）、アスペルガー症候群5名（15.6%）であった。また、一人平均1.6個の障害を有しており、精神疾患を併発している人も7名（21.9%）であった。手帳の取得状況については、取得あり18名（56.3%）、取得なし12名（37.5%）、無回答2名（6.3%）であった。手帳の取得ありと回答した18名の手帳の種類と等級については、精神障害者保健福祉手帳13名（72.2%）（2級が8名、3級が5名）等であった。また、自立支援受給証の有無については、あり11名（34.4%）、なし13名（40.6%）、無回答8名（25.0%）であった。以上から、診断があったとしても、手帳の未取得者がかなりいると考えられた。

2) 性暴力の被害経験

性暴力の被害経験について表2に示した。回答者32名のうち、性暴力被害を「一度でも受けたことがある」と回答した者は23名（71.9%）、「ない」と回答した者は9名（28.1%）であった。性暴力被害を「一度でも受けたことがある」と回答したのは、女性は21名中18名（85.7%）、男性は10名中4名（40.0%）、その他1名であった。性暴力被害を問う項目別では、「望まない人に性的な部分を触られる（痴漢等）」は32名中20名（62.5%）で、女性は21名中16名（76.2%）、男性は10名中3名

表1 質問紙調査の回答者の属性 (n=32)

項目		人数	割合 (%)
年齢	10代	2	6.3
	20代	8	25.0
	30代	7	21.9
	40代	12	37.5
	50代	2	6.3
	60代	1	3.1
性別	男性	10	31.3
	女性	21	65.6
	その他	1	3.1
障害に関する診断の有無	あり	26	81.3
	なし	4	12.5
	無回答	2	6.3
手帳の有無	あり	18	56.3
	なし	12	37.5
	無回答	2	6.3
自立支援受給者証の有無	あり	11	34.4
	なし	13	40.6
	無回答	8	25.0
診断名 (複数回答)	ADHD	15	46.9
	発達障害	8	25.0
	アスペルガー症候群	5	15.6
	ASD	4	12.5
	広汎性発達障害	4	12.5
	うつ	4	12.5
	統合失調症	4	12.5
	その他	4	12.5
	自閉症	1	3.1
	LD	1	3.1
	知的障害	1	3.1
	身体障害	1	3.1

(30.0%)、それ以外1名であった。「望まない人にキスされる」は32名中10名(31.3%)であり、女性は21名中9名(42.9%)、男性は10名中1名(10.0%)であった。「望まない人にセックスされる」は32名中7名(21.9%)であり、すべて女性(33.3%)であった。「望まない人に裸や性器を撮影される」は32名中5名(15.6%)で、女性は21名中4名(19.0%)、男性は10名中1名(10.0%)であった。性暴力被害を「一度でも受けたことがある」と回答した23名中11名(47.8%) (女性10名、男性1名)は、複数の性暴力被害を経験していた。これらから、性暴力被害に遭う割合は、女性のほうが男性よりもかなり高くなっていた。

表2 性暴力の被害経験 (n=32)

	何度もある		数回ある		1回ある		ない		無回答	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
望まない人に性的な部分を触られる(痴漢等)	3	9.4	14	43.8	3	9.4	12	37.5	0	0.0
女性	3	14.3	11	52.4	2	9.5	5	23.8	0	0.0
男性	0	0.0	2	20.0	1	10.0	7	70.0	0	0.0
その他	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
望まない人にキスされる	4	12.5	3	9.4	3	9.4	18	56.3	4	12.5
女性	4	19.0	3	14.3	2	9.5	8	38.1	4	19.0
男性	0	0.0	0	0.0	1	10.0	9	90.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0
望まない人にセックスされる	2	6.3	1	3.1	4	12.5	21	65.6	4	12.5
女性	2	9.5	1	4.8	4	19.0	10	47.6	4	19.0
男性	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	100.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0
望まない人に裸や性器を撮影される	1	3.1	2	6.3	2	6.3	22	68.8	5	15.6
女性	1	4.8	2	9.5	1	4.8	12	57.1	5	23.8
男性	0	0.0	0	0.0	1	10.0	9	90.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0

表3 性暴力被害を話した経験 (n=23)

	話した		話していない		無回答	
	人数	%	人数	%	人数	%
全体	13	56.5	6	26.1	4	17.4
女性	11	61.1	3	16.7	4	22.2
男性	1	25.0	3	75.0	0	0.0
その他	1	100.0	0	0.0	0	0.0

表4 性暴力被害を話した相手 (複数回答) (n=13)

	人数	割合 (%)
友人・知人	9	69.2
家族や親戚	4	30.8
警察	3	23.1
医療機関 (医師や看護師)	2	15.4
民間の専門家や専門機関 (弁護士・カウンセラー等)	2	15.4
学校関係者 (先生、スクールカウンセラー等)	2	15.4
警察以外の公的機関 (役所や男女共同参画センター等)	1	7.7
インターネットやSNS	1	7.7

3) 性暴力被害の相談状況

性暴力被害の相談状況を表3および表4に示した。性暴力被害を受けたと回答した23名に「性暴力の経験を誰かに話したか」を聞いたところ、「話した」13名(56.5%)、「誰にも話していない」6名(26.1%)、無回答4名(17.4%)であった。男女別では、「話した」と回答したのは、女性は18名中11名(61.1%)、男性は4名中1名(25%)であった。一方、「誰にも話していない」は、女性は18名中3名(16.7%)、男性は4名中3名(75%)であった。このことから、男女別では、男性のほうが性暴力被害を話す割合が低く、男性の被害が潜在化しやすいと考えられた。また、性暴力被害を「話した」と回答した13名に「誰に話したか」を複数回答で聞いたところ、「友人や知人」が9名(69.2%)で最も多く、次いで「家族や親せき」4名(30.8%)、「警察」3名(23.1%)であった。

2. インタビューの結果

1) 性暴力被害の経験

グループインタビューで、「自分が性暴力に遭った」または「誰かが性暴力に遭ったというのを聞いた」ことがあるのは、13名中9名(69.2%)であった。

表5に個別インタビューの対象者の基本属性と性暴力被害の概要を示した。個別インタビューの対象者3名については、3名全員が2～3回の性暴力被害に遭っていた。性暴力被害にあった時期は、小学生の頃、中学生の頃、成人後であった。また性暴力被害の加害者は、見知らぬ人や同級生や職場の知り合いなどであり、男性が多いものの、女性もいた。性暴力被害の内容については、主に体を触られるなどのわいせつ行為等であった。個別インタビューの対象者のうち女性2名からは、性暴力被害の経験を相談できなかった理由として、「母親を悲しませたくないから」(ID番号1)、「性被害にあったことをいってはいけない、恥ずかしいことだと思った」、「何が起こったか自分の中でも消化できず親に言えなかった」(ID番号2)などの意見が挙げられた。以下は、個別インタビューの対象者による性暴力についての‘おもい’である。

表5 個別インタビューの対象者の基本属性と性暴力被害の概要

ID番号	1	2	3
性別	女性	女性	男性
年代	69歳	30歳代	30歳
診断名	ADHD	PDD・統合失調症・適応障害	ADHD・うつ病
性暴力の経験	小学2年生の頃に、見知らぬ中学生から性暴力被害にあう。就職後、同業者の顔見知り性に被害にあう。その後、ストーカーにあい、中絶を2回した後、非婚で2人を出産。	10歳のころ、知らない男性にわいせつ行為にあう。中2の時に、同級生数人にわいせつ行為(体を触られる)にあう。	スーパー銭湯で35歳ぐらいの知らない男性にわいせつ行為にあう。知らない37歳ぐらいの既婚の女性に襲われる。

「性暴力」ってひと言で言うじゃないですか。でも、普通の暴力とは違いますよね、やっぱり。ただ「傷つけられた」わけではなく。あの中学の時の（性暴力の）経験って、本当、「人としての存在が否定された」感じがして、「もの」としてしか見てない感じがして、「人としての尊厳」をすごくなくされた気がしたんですよね。多分やっている方はそこまで思っていないんですよね。ただこう「ちょっと相手が嫌がることをして傷つけた」くらいにしか思っていないけど。被害者にしたら「人間としての価値を貶められた」くらい、尊厳を貶められる行為だと思うので。それくらい「被害者にとってはひどいことだ」っていうのが、社会的にもうちょっとわかるといいなっています。「体が傷つく」とか「心が傷つく」とかは当たり前として、それ以上に「人間としての価値」みたいなのを奪われるっていうのが、すごく大きい経験になっちゃっているんで、そこら辺まで理解していただけるといいなっています (ID 番号2)

2) 性暴力被害と発達障害の特性との関連

表6は個別インタビュー結果による性暴力被害と発達障害の特徴との関係を整理したものである。なお、結果の記述として、発達障害の特徴を【 】, インタビュー内容を「 」で表記した。具体的には、発達障害者の特徴【A. ジェンダー規範に従わないといけないと信じる】【B. 言われたことを信じる】【C. 自己肯定感が低い】【D. 孤独・孤立】が、性暴力被害【E. 性暴力を断ることができない】に繋がっていた。また、これらの特徴は、特に女性において顕著であった。以下に、いくつかのパターンを示す。なお、グループインタビューにおいても、【C. 自己肯定感が低い】や【D. 孤独・孤立】については、複数の参加者から発達障害者の特徴として何度もあげられた。

■ 【A. ジェンダー規範に従わないといけないと信じる】と言われながら育ち、【B. 言われたことを信

表6 性暴力被害と発達障害の特徴

特徴	ID	データ
A. ジェンダー規範に従う	1	「女の子なんだから、人には親切、いつもニコニコ親切にしないとだめだよ」とも言われていて。
	2	社会的に求められる女性はおとなしく、三步下がってついていくみたいな価値観とか知らず知らずのうちに根付いているのか、やっぱりはっきり言っちゃいけないんじゃないかと思っている女性がすごく多いなって感じはしますね。
	2	やっぱりこう「いい子ちゃん」できたりとか、完璧主義的なところもあるので、0か100か、全か無かみたいな極端な思考で。やっぱり完璧な女性像ってこうだよなっていうのがあって、それに完璧にならなきゃってこう、みんな思っている傾向があって。それにちょっとでも外れると、なんか駄目だ、駄目だ、もっと頑張んなきゃっていうのがけっこうあるような感じがしますね。その誰か言われた訳でもないんですけど、社会で求められる女性像って、こういうもんだいよねみたいなのを、けっこう頭の中で勝手につくって、それをこう、踏襲しようと頑張っちゃっているっていうような感じは私もありますね。

B. 言われたことを信じる	1 2 2	「文字通りにとっちゃう」っていうアスペ的なところもあって（性被害に遭う）。まあ幼少期から「いい子」でいなきゃっていう思いがあって。（小学生の時に性被害に遭ったことについて）NO って言っていんだろかっていう。子どもながらに大人の言うことはきかなきゃいけないんじゃないかっていう、なんかそういう気持ちがありましたね。
C. 自己肯定感が低い	1 2 2 2 2	「私はやっぱりバカだから、そう（性被害に遭う）なんだ」っていうふうに、すごく自分の価値を低く感じるようになって。（断れないので）どんどんつけこまれて、でもなんか、この人傷つけたら、ちょっとすごく申し訳ないっていう。まあ、自己肯定感も低いので。という間にずるずるいっちゃって、関係性がどんどん複雑になっちゃってというのが、結構あります。まあ、相手を傷つけちゃいけないっていうのが、まずあって。元々自己肯定感もあまり高くないので、なんかNO って言えない。言える立場じゃないっていうのが潜在意識にあって、なかなか言えないんですね。何気ない一言が、あー自分はだめなんだ、だめなんだっていうのが澱のように溜まっていて、どんどん自己肯定感が低くなるような感じはありますね。（性暴力被害について）自分なんてそんなこと言われてもしょうがない存在だ、くらいな感じだったんですけど。それを思っている自分にすら気づけなくて。
D. 孤独・孤立	1 2 2	実はいじめられていたんだけど、気がつかないでいたこともあったかもしれない。私の場合は、なんかその頼りべたなので、一人で抱えちゃう傾向があって。自己肯定感が低いので、（略）やっぱり孤独になってしまう。勝手に世間と私の間に、すごく大きな壁があるっていうような感じで、感じてしまうものがある。あの、やっぱりこう依存対象が、すぐ身近にある人とか、あるものとかって風になりやすいんじゃないかって思います。
E. 性暴力を断ることができない	1 2 2 2	「いやです」とか「お断りします」とかって、言えないように育てられていたので、「うーん、わかりました」みたいな感じでいくことがあり、それでなんか、どんどんこう、きちゃった。障害特性とか、そのお、断りづらいとか、そういう特性がそういうこと（性暴力）に繋がっているのかなっていうのを感じたりとか。断るのがちょっと苦手で、あとすぐ罪悪感を感じ易いので、相手を傷つけることに関して、すごく自分で罪悪感を感じてしまっ。それがいやでうまく断れないんですね。やはり男性にやっぱちょっと強い口調で言われると、言えないんですね、NO って。ちょっと萎縮しちゃうんで私、本当強い、強めの言葉とか怖くて。相手が求めるものださなきゃ、親が求めるものださなきゃっていう感じで。相手がいやがることは言っちゃいけないんだって、多分潜在的に思っていたところは大きいかなと思います。

じる】という障害特性があるために嫌だと言えず、【E. 性暴力を断ることができない】に繋がった。「女の子なんだから、人には親切、いつもニコニコ親切にしないとだめだよ」とも言われていて。「いやです」とか「お断りします」とかって、言えないように育てられていたので、「うーん、わかりました」みたいな感じでいくことがあり、それでなんか、どんどんこう、（ストーカー行為に）きちゃった（ID 番号1）。

「社会的に求められる女性はおとなしく、三步下がってついていくみたいな価値観が知らず知らずのうちに根付いているのか、やっぱりはっきり言っちゃいけないんじゃないかって。まあ幼少期から

「いい子」でいなきゃっていう思いがあって。(小学生の時に性被害に遭ったことについて) NO って言っていんだらうかっていう。子どもながらに大人のいうことはきかなくちゃいけないんじゃないかっていう、なんかそういう気持ちがありましたね。」(ID 番号 2)

■【C. 自己肯定感が低い】も、【E. 性暴力を断ることができない】に繋がった。

「私はやっぱりバカだから、そうなんだ(性被害に遭うんだ)」(ID 番号 1)

「何気ない一言が、あー自分はだめなんだ、だめなんだっていうのが澱のように溜まっていて、どんどん自己肯定感が低くなっているような感じはありますね。」「まあ、相手を傷つけちゃいけないっていうのが、まずあって。もともと自己肯定感もあまり高くないので、なんか NO っていえない。言える立場じゃないっていうのが潜在意識にあって、なかなか言えないんですね」「(性暴力被害について) 自分なんてそんなこといわれてもしょうがない存在だ、くらいな感じだったんですけど。それを思っている自分にすら気づけなくて」(ID 番号 2)

■【D. 孤独・孤立】が、【E. 性暴力を断ることができない】に繋がった。

「自己肯定感が低いので。やっぱり孤独になってしまう。勝手に世間と私の間に、すごく大きな壁があるっていう感じで感じてしまうものがあるので。やっぱりこう依存対象が、すぐ身近にある人とか、あるものとかって風になりやすいんじゃないかなって思います」(ID 番号 2)

IV. 考察

1. 発達障害者への性暴力被害の状況とその要因

今回の発達障害者を対象とした質問紙調査によると、性暴力被害を「一度でも受けたことがある」者は32名中23名(71.9%。男性40.0%、女性85.7%)であり、何度も被害に遭っている人もいた。「望まない人にセックスされる」は21.9%にあたる7名であり、すべて女性(33.3%)であった。なお、内閣府による「男女間における暴力に関する調査」(内閣府2017)で「無理やりに性交等された経験がある」と回答した人の割合は4.9%(男性1.5%、女性7.8%)であった。本調査については、対象者が発達障害者の母数を代表したものでないため、この結果から「発達障害者全般が健常者よりも性暴力被害に遭いやすい」という結論を安易に導きだすことはできない。しかしながら、本調査結果は、海外での先行研究結果とほぼ同様であり、日本においても「発達障害者が健常者よりも性被害に遭いやすい可能性が高い」という指摘はできる。また、インタビュー調査からは、性暴力被害に遭った要因には、「言われたことを信じる」「自己肯定感が低い」「孤独・孤立(しやすい)」などの発達障害者の特性が関係していることが示唆された。さらに、発達障害の女性の場合は、「(「女の子だから人には親切にしてください」などの)「ジェンダー規範に従わないといけないと信じる」傾向が

高いため、嫌だと思っても嫌と言えず性暴力被害を回避できない場合があった。

それでは、発達障害児者が性暴力被害に遭い易くなることの背景は何であろうか。成人の発達障害者の多くは、自身が発達障害であるという診断や適切な支援を受けずに成長したため、子どもの頃から親の理解不足や虐待、学校でのいじめなど、多くの外傷体験を経験している（岩田2015）。その結果、周囲から孤立し、「自分はダメな人間だ」「嫌われたくない」「嫌だと思っても断ってはいけない」などと考えるようになる。そして、そのような特性から、「人に利用されたり、だまされたり、（性暴力被害を含む）虐待された経験をもつ」（Nichols = 2010）に至ると考えられる。Heise（1998）は「暴力の要因と危険因子」を、「個人」「関係」「地域」「社会」にあると規定した。このエコロジカルモデルの視点からすれば、発達障害者への性暴力被害の根源は、発達障害者「個人」の特性ではなく、発達障害者が周囲から理解されず孤立してしまうような「社会」にもあると考えられる。

2. 発達障害をもつ性暴力被害者への支援のあり方

1) 1次予防としての性教育・人権教育の推進

発達障害者は健常者に比べて性暴力被害に遭う可能性が高いが、限られた性知識や経験が、ASD成人の性暴力被害を高めるリスクになると言われる（Brown-Lavoie ほか, 2014）。そのため、発達障害児者への性暴力被害のリスクを減らすためには、学校等における性教育や人権教育プログラムが欠かせないと考えられる。インタビュー調査から、発達障害の女性では、嫌だと思っても嫌と言えず性暴力被害を回避できない場合があることが分かった。「NO」という力を形成することは、自分自身を守る力を身につけることであり、自己肯定感を高めることは、自分を大切にし、自分の身を守ることにも繋がる（榊原2014）。そのため、特に発達障害の女性や少女に対しては、「NO」と言える力、すなわちどのような場面で「NO」と言えるのか、さらに効果的に拒否を伝えるスキルなどを教えることが非常に大切である。なお、障害児者を対象とした性教育に関しては、わが国における調査報告は多くなく、そのほとんどが知的障害者の保護者や教員を対象とした調査である（大久保ほか2008）。そこで、今後はわが国における発達障害児者への性教育についての研究を進めるとともに、諸外国での取り組み等についても研究を進める必要がある。

2) 2次予防・3次予防としての相談支援体制の整備

わが国では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、性暴力被害の2次予防・3次予防を担っており、2018年7月10日時点に全国では45都道府県に45箇所設置されている（警察庁2018）。一方、今回の調査結果から、性暴力被害に遭った人のうち性暴力被害の経験を誰にも話していない人が多くいること、特に男性の被害が潜在化しやすいと考えられた。また、「誰に話したか」を聞いたところ、「警察」に相談した人は、性暴力を経験した23名中わずか3名であった。このことから、警察などの公的機関による援助が、必ずしも十分に機能していないことが示唆された。誰にも被害を相談できなかった理由としては、「よく分からなかった」「自分がバカだから性暴力被害に

遭った」「親を悲しませたくなかった」「話すのが恥ずかしい」などと、様々である。しかし、誰にも相談できずに健康被害や心的障害に苦しむ性暴力被害者への支援は、喫緊の課題である。具体的には、発達障害児者を含む障害児者の相談支援機関へのアクセスの改善や、障害をもつ性暴力被害者への相談支援機関の職員の理解の向上などが必要である。さらに、公的な専門機関だけでなく、親や家族、学校、職場、地域全体で、障害のある性暴力被害者が守られていると感じられる、社会全体でサポートできるような体制を構築することが必要である。

3) 加害者への法による規制

今回の調査結果から、発達障害者は健常者に比べて性暴力被害に遭う可能性が高いことが示唆された。しかし、長年、このような事実はほとんど知られてこなかったため、発達障害者を含む障害のある性暴力経験者は、現行の法制度では守られていない。そのため、障害者の性暴力被害を防ぐための法整備を進めることが重要課題である。

2017年7月に改正、施行された、性犯罪を厳罰化する「刑法」では、様々な改正が実現したものの、実現できなかった課題もある。たとえば、暴行脅迫が立証できなければ犯罪にならないという点は変わっていない。そのため被害時に従わなければもっとひどいことをされると思い抵抗しなかった等の場合、裁判での勝訴が難しい現状が残る。今回の調査結果からも、発達障害者の場合、性暴力被害を受けたとしても、自分が被害を受けたという認識が乏しい場合があった。しかしながら、現行の法制度では、このようなケースの場合、暴行脅迫の立証が困難であるため、刑法の性犯罪には該当しない可能性が高い。なお、アメリカ（ミシガン州、ニューヨーク州、カリフォルニア州）、フランス、ドイツ、韓国などの諸外国では、障害者らに対する性犯罪規定が法令で定められている（法務省2014）。わが国においても、諸外国での法規定を参考に、法律で障害者への性犯罪を定義するなどの対策を進めることが必要である。具体的には、障害のある被害者が被害時に加害者に抵抗の意志を示すことや、裁判で暴行脅迫を立証をすることが難しい現状を踏まえ、「準強姦性交等罪」や「準強姦わいせつ罪」の「抗拒不能」の要件に、「被害者が障害児者であること」を盛り込むなどが考えられる。

また、今回の調査から、発達障害者の場合、診断されていたとしても必ずしも精神障害者保健福祉手帳などを所持しているとは限らないことが分かった。特に女性の場合は、自閉症診断が男性症例を基準としていることから、障害が見過されるケースもある。

なお、2011年8月に施行された改正障害者基本法では、「障害の社会モデル」の考え方にに基づき、障害者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義している。また、2016年4月1日に施行された「障害者差別解消法」においても、改正障害者基本法と同様に障害者が定義されている。そこで、まずは、刑法性犯罪の見直しが必要である。加えて、「障害児者」の定義は、障害者手帳の所持では

なく、改正障害者基本法に即した「障害の社会モデル」に基づくことが望まれる。

3. 本調査の意義と限界、今後の課題

本調査では、発達障害者への性暴力被害の実態やその要因を明らかにすることができた。これらについては、これまで国内においては調査されることがなかったことから、本調査の意義は高いと考えられる。しかし、本調査の制約として、調査の対象者数がかなり限られていたことから、発達障害者全般への性暴力の実態をすべて把握できたとは言いがたい。今回実施した性暴力被害についての調査は、対象者の「触れられたくない」「答えたくない」との思いが強いため、通常以上に調査を進めることが困難であった。そのため、今後は調査方法について再検討しつつ、さらなる実態の把握を進め、障害児者への性暴力被害を防ぐための取組につなげていきたい。

付記および謝辞

本稿は、NPO 法人まちぼつと2017年度ソーシャル・ジャスティス基金により、中野が実施した質問紙調査およびインタビュー調査をベースとしつつ、岩田が分析枠組みを再構築し、新たに書き下ろしたものである。また、本稿に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。なお、本調査を実施するに当たり、調査にご協力いただいた方々、特に明治大学の菊池悦子氏に厚く感謝申し上げます。

参考文献

- Basile, K. C., Breiding, M. J. and Smith, S. G. (2016) Disability and Risk of Recent Sexual Violence in the United States. *American Journal of Public Health*. 106(5), 928-933.
- Brown-Lavoie, S. M., Vecili, M. A. and Weiss, J. A. (2014) Sexual knowledge and victimization in adults with autism spectrum disorders. *Journal of Autism Developmental Disorders*. 44(9), 2185-2186.
- Brownridge, Douglas A. (2006) Partner Violence Against Women with Disabilities. *Violence Against Women*. 12(9), 805-822.
- DPI 女性障害者ネットワーク 『障害のある女性の生活の困難—人生の中で出会う複合的な生きにくさとは—複合差別実態調査報告書』 特定非営利活動法人 DPI 日本会議、DPI 女性障害者ネットワーク。
- 発達障害の支援を考える議員連盟編著 (2017) 「改正発達障害者支援法の解説—正しい理解と支援の拡大を目指して」ぎょうせい。
- Heise, L. (1998) Violence against Women: An Integrated, Ecological Framework. *Violence Against Women*. 4(3), 262-290.
- 法務省 (2014) 「性犯罪の罰則に関する検討会第4回会議 配布資料12性犯罪に関する諸外国の法制に関する資料」 (http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00097.html, 2018. 8.21).
- 岩田千亜紀 (2018) 「障害者へのDVなどの暴力についての国際的な動向と課題：文献レビュー」『東洋大学社会学部紀要』55-1, 43-55.
- 岩田千亜紀 (2015) 「高機能自閉症スペクトラム障害 (ASD) 圏の母親の子育てにおける困難とニーズ—当事者に対する質的研究に基づく分析—」『社会福祉学』56(3), 44-57.
- 神尾陽子 (2012) 『成人期の自閉症スペクトラム診療実践マニュアル』医学書院。
- 警察庁 (2018) 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (一覧)」 (http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html, 2018. 8.27).
- Krnjacki, L., Emerson, E., and Llewellyn, G. (2016) Prevalence and risk of violence against people with and without disabilities: findings from an Australian population-based study. *Australian and New Zealand Journal of Public*

Health. 40(1), 16-21.

増田公香 (2014) 「当事者と家族からみた障害者虐待の実態—数量的調査が明かす課題と方策」明石書店.

Mitra, M., Mouradian, V. E., and Fox, M. H. (2016) Prevalence and Characteristics of Sexual Violence Against Men with Disabilities. *American Journal of Preventive Medicine*. 50(3), 311-317.

内閣府男女共同参画局 (2017) 「平成29年度男女間における暴力に関する調査」 (http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-7.pdf, 2018. 8.23)

Nichols S, Moravick GM, Tetenbaum SP. (2009) *Girls Growing up on the Autism Spectrum*, Jessica Kingsley Publishers Ltd. (=2010, シャナ・ニコルズ、ジーナ・M・モラヴチク、サマラ・P・テーテンバウム著、辻井正次・稲垣由子監修、テラー幸恵訳「自閉症スペクトラムの少女が大人になるまで：親と専門家が知っておくべきこと」東京書籍).

大久保賢一・井上雅彦・渡辺郁博 (2008) 「自閉症児・者の性教育に対する保護者のニーズに関する調査研究」*特殊教育学研究*46(1), 29-38.

Platt, L., Powers, L., and Leotti, S. (2017) The Role of Gender in Violence Experienced by Adults with Developmental Disabilities. *Journal of Interpersonal Violence*. 32(1), 101-129.

榎原文 (2014) 「児童相談所保健師が行う『性被害児のための性教育プログラムの作成と評価』 島根大学医学部紀要37, 37-49.

Smith, D. L. (2007) Disability, Gender and Intimate Partner Violence: Relationships from the Behavioral Risk Factor Surveillance System. *Sex Disability*. 26, 15-28.

東京都社会福祉協議会 (2011) 『女性、子どもたちへの性暴力—被害の現状と支援を探る— 福祉施設利用者から見える背景と課題—』.

United Nations (2015) *The World's Women 2015, Trends and Statistics*. (https://unstats.un.org/unsd/gender/downloads/worldswomen2015_report.pdf, 2018. 8.15).

山本 (山口) 典子 (2016) 「性暴力とはなにか。その根絶に向けて—女性の真のエンパワーメントの創造から—」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』17, 231-242.

【Abstract】

A Study of Sexual Victimization among People with Developmental Disabilities

Chiaki IWATA
Hiromi NAKANO

The purpose of this study is to clarify the situation and the cause of sexual victimization among people with disabilities, in order to enable us to lend support to them. The study consisted of the questionnaire survey, group interview and individual interviews. People who have, or who are suspected of having a developmental disability, cooperated with this study.

Based on the results of the questionnaire survey, 71.9% of people with developmental disabilities experienced sexual victimization and some of them were exposed to sexual violence multiple times. Compared to the study by the Cabinet Office, people with developmental disabilities were significantly more likely to report experiencing sexual violence. The result suggests that people with developmental disabilities are at greater risk of sexual victimization, compared to those without a disability. The interview study showed that risk of sexual violence was attributable to characteristics shared by people with developmental disabilities, such as low self-esteem and social isolation.

The analysis identified a number of ways to offer support for victims of sexual victimization among people with developmental disabilities, including the need for sexual education and human-rights education for these people, as well as the need to develop support systems for the victims and place legal restrictions on perpetrators.